審議会等設置状況

（令和　6年　2月27日　現在）

基本情報

審議会等の名称	嬉野市総合戦略推進委員会
設置の根拠	嬉野市総合戦略推進委員会条例（平成31年条例第1号） 地方自治法（昭和22年法律第67号）
担当事務	嬉野市総合戦略の策定及び見直しに関し必要な事項を審議すること。
委員数	10人以内
委員の任期	委嘱された日から嬉野市総合戦略の策定及び見直しに関し必要な事項の審議が終了するまで
所管課	企画政策課　企画政策グループ （電話番号　0954-66-9117）

委員名簿（順不同・敬称略）

	氏　名	所属・経歴等	任　期

必要に応じ、そのつど委嘱される
第2期総合戦略期間R2年度～R6年度まで